

務	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			

生 企 第 4 5 6 号
令 和 7 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

春の「安全・安心まちづくり旬間」の実施について

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」（以下「推進条例」という。）に基づく春の「安全・安心まちづくり旬間」（以下「旬間」という。）について、下記のとおり活動重点を定め、各種対策を推進することとしたので、推進条例の目的が実現されるよう、関係機関・団体と緊密な連携を図り、各種犯罪の抑止対策を集中的に推進されたい。

記

1 根拠

推進条例では、地域社会における県民等による犯罪防止のための自主的な活動と、市町村や県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備により、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すこととし、推進条例第21条により、春季、秋季にそれぞれ旬間を設定している。

2 目的

県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めることを目的とする。

3 期間

令和7年4月21日（月）から同年4月30日（水）までの10日間

4 活動重点

- (1) 子供と女性の犯罪等被害防止
- (2) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- (3) 鍵掛けの励行による窃盗被害防止
- (4) 万引き防止

5 推進事項

(1) 子供と女性の犯罪等被害防止

令和6年における子供や女性対象の脅威事犯の認知件数は、495件（前年比＋16件）、被害者数は667人（前年比＋64人）と、前年と比較していずれも増加している。

子供や女性を狙った犯罪は、一度発生すれば県民に大きな不安感を与え、治安に著しい影響を生じさせるものである。

特に、新入学を迎えるこの時期は、子供を対象とした事案の発生が懸念されることから、下記事項について積極的に推進し、同種事案の被害防止に努められたい。

ア 見守り活動の強化

自治体、教育委員会・学校、防犯指導隊、自主防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携し、学校周辺や通学路における見守り活動や学校周辺におけるパトロール、緊急時の避難先である「子供・女性110番の家(車)」の周知を図るなど、見守り活動の推進に努めること。

イ 防犯教育の推進

学校等と連携し、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期対応訓練等、実践的な防犯教育を推進すること。

(2) 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

令和6年における特殊詐欺の認知件数は97件、被害金額は約1億7,578万円、また、SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は67件、被害金額は約4億4,611万円といずれも深刻な状況である。

旬間においては、下記事項について積極的に推進し、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止に努められたい。

ア 幅広い年齢層に対する広報啓発活動の推進

高齢者のみならず、幅広い年齢層に対して、被害実態や手口に即した対応要領の教示などの「分かりやすく」「具体的な」広報啓発活動を推進するとともに、関係機関・団体と連携した未然防止活動を展開すること。

イ 的確な情勢分析等による弾力的・集中的な対策の実施

効果的な被害防止を図るため、各警察署ごとに被害の発生状況を的確に把握・分析し、これまでに講じた対策の効果を確認して不断の見直しを行い、変化する犯行手口や被害実態に応じた対策を弾力的・集中的に講じること。

ウ 犯罪に加担させないための広報啓発活動の推進

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止活動に併せて、犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）に応募するなどして犯罪に加担することを防止するための広報啓発活動も実施すること。

(3) 鍵掛けの励行による窃盗被害防止

令和6年における自転車盗、車上ねらい及び侵入窃盗については、認知件数が刑法犯認知件数総量の約3割を占め、無施錠・無締まりでの被害が約7割となっている。

これらの罪種は、鍵掛けの促進等を図ることにより被害防止が期待でき、刑法犯認知件数総量の抑制につながることから、下記事項について積極的に推進し、自転車盗等の被害防止に努められたい。

ア 鍵掛け等に係る広報啓発の推進

駐輪場利用者や自転車の利用が多い高校生・大学生に対する広報啓発や、被害多発場所周辺での広報活動を推進し、鍵掛け等による窃盗被害防止の気運の醸成を図ること。

イ 被害多発地域・場所に対する警戒活動の強化

管内における発生状況の分析に基づき、青色回転灯等を装備した自動車を運用する団体等と連携し、被害多発地域・場所における警戒活動を強化すること。

(4) 万引き防止

令和6年における万引きの認知件数は663件（前年比－3件）と、前年より減

少したが、検挙人員のうち高齢者が約5割を占め、高齢者の社会規範意識の低下が懸念される状況である。

旬間においては、「万引きをさせない社会づくり」の推進に向けて、下記事項について積極的に推進し、特に高齢者による万引きの抑止に努められたい。

ア 万引き多発店舗に対する防犯指導の推進

管内の被害多発店舗における発生状況等を分析し、店舗を中心とした防犯診断を実施して万引きできない店舗づくりを推進するとともに、店舗管理者等の理解と協力を得た上で、店舗内におけるパトロールを実施すること。

また、万引き防止には声掛けが有効であることから、店員による来店客への声掛けを強化するよう併せて指導すること。

イ 高齢者等に対する広報啓発の実施

高齢者やその家族に対する直接的な広報啓発のほか、老人クラブや民生委員と連携した広報活動を実施すること。

6 推進上の留意事項

(1) 効果的な広報啓発活動の推進

自主防犯ボランティア等との協働による広報活動等、効果的な広報啓発活動を推進し、地域住民の「安全・安心まちづくり」の気運の醸成に努めること。

(2) 各部門の連携

地域住民に対する講話や街頭活動など、部門や施策は異なっても働き掛けの対象は共通している場合が多いことから、自部門の活動に他部門の活動を取り入れるなど、部門間で連携した施策の推進に努めること。

7 報告

旬間中の好事例、効果のあった事例については、その都度申報すること。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

【参考】

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（抜粋）

公布日：平成18年3月27日

施行日：平成18年4月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 1 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。
- 2 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。
- 3 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

（安全・安心まちづくり旬間）

第21条 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。

2 安全・安心まちづくり旬間は、4月21日から同月30日まで及び10月11日から同月20日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。